

### ↳ 相続放棄と相続税

**Q** : 某横綱が、遺産の相続放棄をしたという報道がされていましたが、相続放棄があった場合には、相続税はどのように計算するのですか？

**A** : 次のように取扱われます。

**【解説】**

民法では、被相続人の死亡を知ってから3ヶ月以内に家庭裁判所に相続放棄の申述をすれば、相続を放棄することができるとされています。相続放棄は、財産より債務の方が多い場合に通常行われますが、お尋ねの場合のようにいろいろなケースがあるようです。

ところで、相続税では、相続の放棄があった場合には、次のように取扱われます。

① 基礎控除を計算する場合の相続人の数

相続税の基礎控除額は、5,000万円に1,000万円に相続人の数を乗じた額を合計した額とされていますが、この相続人の数は相続人に相続放棄があった場合はなかったものとした場合における相続人の数とされています。

② 相続税額の計算

相続税額を計算する場合には、相続放棄があった場合でも、その放棄した者を法定相続人に含めて計算をすることになります。

③ 生命保険金、退職金の非課税金額

生命保険金及び退職金には、次の非課税金額が認められていますが、この場合の相続人の数にも相続放棄をした者を含めることとなっています。

500万円×相続人の数

